

那珂市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき令和3年度の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和4年3月22日

那珂市監査委員 城 宝 信 保

令和 3 年 度
定 期 監 査 報 告 書

那 珂 市 監 査 委 員

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項による定期監査

2 監査の範囲

令和3年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、又は、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、重点監査項目に収入事務（滞納整理事務及び現金取扱事務）、支出事務（補助金等の支出）、契約事務（契約手続）、財産管理事務（備品管理）、事務管理（文書の整理及び保存）を設定し監査を行った。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、全課室及びあらかじめ指定した施設に調書及び資料の提出を求め、対象課室等から提出された資料に基づき、予備監査として補助職員による関係書類の監査を実施した。本監査においては、対象課室長等から提出資料に基づき説明を受け、質疑を行うとともに、出先機関については、現地において監査を実施した。

5 監査の実施期間

令和3年9月28日から令和4年2月25日まで

6 監査の対象及び実施日程

監査対象		予備監査	本監査
企画部	秘書広聴課（シティプロモーション推進室・市民相談室・消費生活センター）	令和4年 1月 7日	令和4年 1月 25日
	政策企画課	令和4年 1月 6日	令和4年 1月 26日
	財政課	令和4年 1月 5日	令和4年 1月 25日
総務部	総務課（行財政改革推進室・監査委員事務局・選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会・公平委員会事務局）	令和3年 11月 30日	令和3年 12月 27日
	管財課	令和4年 1月 31日	令和4年 2月 24日
	税務課	令和3年 11月 1日	令和3年 11月 25日
	収納課	令和3年 11月 1日	令和3年 11月 25日
	瓜連支所	令和3年 12月 2日	令和3年 12月 24日
市民生活部	防災課	令和4年 2月 1日	令和4年 2月 25日
	市民協働課	令和4年 1月 7日	令和4年 1月 26日

	ふれあいセンターよこぼり	令和3年 9月 29日	令和3年 10月 26日
	ふれあいセンターごだい	令和3年 11月 5日	令和3年 11月 24日
	ふれあいセンターよしの	令和3年 9月 29日	令和3年 10月 26日
	総合センターらぼーる	令和3年 12月 2日	令和3年 12月 24日
	市 民 課	令和4年 1月 4日	令和4年 1月 26日
	環 境 課	令和4年 2月 1日	令和4年 2月 25日
保健福祉部	社 会 福 祉 課	令和4年 1月 7日	令和4年 1月 26日
	こども課 (家庭児童相談室)	令和4年 1月 6日	令和4年 1月 26日
	菅 谷 保 育 所	令和3年 11月 5日	令和3年 11月 24日
	地域子育て支援センター	令和3年 11月 5日	令和3年 11月 24日
	こども発達相談センター	令和3年 11月 4日	令和3年 11月 24日
	介 護 長 寿 課	令和4年 1月 6日	令和4年 1月 26日
	保 険 課	令和3年 11月 30日	令和3年 12月 27日
	健康推進課 (ワクチン接種対策室)	令和3年 11月 4日	令和3年 11月 24日
産業部	農 政 課	令和4年 2月 3日	令和4年 2月 24日
	商工観光課 (インターチェンジ 周辺開発推進室)	令和4年 2月 3日	令和4年 2月 24日
建設部	都市計画課 (開発指導室)	令和4年 1月 28日	令和4年 2月 24日
	土木課 (土地開発公社)	令和4年 2月 2日	令和4年 2月 24日
上下水道部	下 水 道 課	令和3年 11月 4日	令和3年 11月 26日
	水 道 課	令和3年 11月 8日	令和3年 11月 26日
会 計 課		令和3年 10月 1日	令和3年 10月 25日
議 会 事 務 局		令和3年 9月 28日	令和3年 10月 25日
農 業 委 員 会 事 務 局		令和3年 9月 28日	令和3年 10月 25日
教育委員会	学校教育課 (指導室)	令和3年 11月 2日	令和3年 11月 26日
	学校給食センター	令和3年 9月 29日	令和3年 10月 28日
	ひまわり幼稚園	令和3年 10月 1日	令和3年 10月 28日
	芳野小学校	令和3年 9月 29日	令和3年 10月 26日
	木崎小学校	令和3年 9月 30日	令和3年 10月 28日
	瓜連小学校	令和3年 9月 30日	令和3年 10月 28日
	第三中学校	令和3年 9月 29日	令和3年 10月 26日
	瓜連中学校	令和3年 9月 30日	令和3年 10月 28日
	生涯学習課	令和3年 12月 2日	令和3年 12月 24日
	スポーツ推進室	令和3年 11月 2日	令和3年 11月 26日
	図 書 館	令和3年 11月 5日	令和3年 11月 24日
	中央公民館	令和3年 11月 5日	令和3年 11月 26日
歴史民俗資料館	令和3年 11月 2日	令和3年 11月 26日	
消防本部	総務課、予防課、警防課、 東消防署、西消防署	令和3年 9月 28日	令和3年 10月 26日

第2 監査の結果及び所見

1 重点監査項目による監査結果

(1) 収入事務

(滞納整理事務)

滞納整理事務は、適正に執行されていると認められた。

所管課においては、滞納の状況と理由を明確に把握し、引き続き収入未済解消に向けて計画的に対応を進めるとともに滞納額の縮減に取り組まれない。

(現金取扱事務)

現金取扱事務は、適正に執行されていると認められた。また、郵便切手の管理についても、受払簿の残枚数と現品が一致していることを確認した。

一部の部署においては、職務に関連する準公金を数多く取り扱っていることから、出納整理簿により管理するなど厳正な事務の執行に努められない。

(2) 支出事務（補助金等の支出）

補助金等の支出は、適正に執行されていると認められた。

今後も補助金等が市民から徴収された税金その他貴重な財源で賄われているものであることに留意し、交付規則及び要綱を遵守して適正な交付事務の執行に努められない。

(3) 契約事務（契約手続）

契約に係る事務は、適正に執行されていると認められた。

一部の部署において、誤った入札方法で契約している事例や、予定価格書及び事業者から徴収した見積書が封緘処理されていない事例が見受けられたので、財務規則等を確認し、適正な契約事務の執行に努められない。また、随意契約は競争契約を原則とする契約方法の例外であり、1者随意契約とする場合には、理由及び令の該当条項を明確にする必要があることを十分認識されたい。

(4) 財産管理事務（備品管理）

備品管理は、適正に執行されていると認められた。

しかし、一部の部署において、物品と帳簿の照合が行われていなかった。市有財産は、市民から託された大切な財産である。今後は、備品の使用状況及び保管状況の把握に努め、照合の結果を正確に備品台帳に記録されたい。

(5) 文書管理事務

文書の整理及び保存は、適正に執行されていると認められた。

文書は年度別にファイリングして整理され、個人情報を含む文書については鍵付のキャビネットに保存されていた。引き続き適切な事務の執行に努められない。

2 対象課室別の監査結果

【企画部】

秘書広聴課（シティプロモーション推進室・市民相談室・消費生活センター）、政策企画課、財政課

（監査の結果）

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

（個別的所見）

政策企画課について、子育て世帯と新婚世帯の定住促進のため、対象世帯に対して、住宅を取得する費用の一部を助成しているが、これから相当な費用をかけて住宅を取得しようと考えている人にとっては、この制度で得られる金額はかなり少額であり、定住促進の呼び水となっているとは言い難い。近隣市町村においても同様の制度がある中、那珂市だけ制度がないということに抵抗があると思われるが、那珂市は那珂市で市の魅力を発信した方が効果を見込めると考えるので、より有効な事業の在り方について検討されたい。

【総務部】

総務課（行財政改革推進室・監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局・公平委員会事務局）、管財課、税務課、収納課、瓜連支所

（監査の結果）

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

（個別的所見）

総務課について、人事評価結果の給与等への反映は、低評価であった一部の職員に限定して行ったとのことだが、高い評価を得た職員についても同様に行うべきだと考える。評価に際しては、どうしても評価結果に差が出てしまうなど難しい面はあり、その差を小さくするためには、評価者のクセを評価者に伝えて評価傾向を是正する工夫が必要となる等、運用上の負担はあると思われるが、評価結果を職員の処遇や給与、人材育成等に積極的に活用しなければ、職員全体の士気の高揚にはつながらないと思われるので留意して取り組まされたい。

瓜連支所について、瓜連支所庁舎は建築後35年が経過し修繕等も増えてきている状況にあり、維持管理には毎年多額のコストがかかっている。大規模改修工事が必要な時期が近付いているが、検討に当たっては、今後の市全体での将来を見通した中での在り方について議論すべきだと思われるので留意されたい。

【市民生活部】

防災課、市民協働課（ふれあいセンターよこぼり、ふれあいセンターごだい、ふれあいセンターよしの、総合センターらぼーる）、市民課、環境課

（監査の結果）

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

（個別的所見）

市民課について、国では、令和4年度末までにマイナンバーカードの交付率を100%にすることを目標にしているとのことだが、那珂市におけるマイナンバーカードの交付率はまだ低く、目標達成はかなり厳しい状況である。今年度実施したマイナンバーカードの出張申請は、群集心理が働いて申請率の向上が期待できるので、今後も入学式や卒業式などの人が集まるタイミングを狙ってPRする等、引き続き積極的に取り組まれない。

【保健福祉部】

社会福祉課、こども課（家庭児童相談室・菅谷保育所、地域子育て支援センター、こども発達相談センター）、介護長寿課、保険課、健康推進課（ワクチン接種対策室）

（監査の結果）

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

（個別的所見）

社会福祉課について、遺族会は正会員が数名となり、高齢化も進んでいるとのことだが、戦争の体験を後世に引き継いでいくことが主な目的となっているのであれば、遺族に拘らず、会の趣旨に賛同する人が加入できる仕組みを整えるなど、会の在り方については見直す時期に来ていると思われるので、留意して取り組まれない。

地域子育て支援センターについて、フレンドリー保育の当初の目的は、幼稚園入園を控えた子ども達と保護者が交流したり情報交換したりすることだったが、保育・幼児教育無償化制度の開始により、フレンドリー保育は限られた一部の利用者のための支援となっており、所期の目的は達成されたとと思われる。今後の事業の在り方について見直す時期にきていると思われるので、留意して取り組まれない。

介護長寿課について、敬老会を今後も継続して開催するかどうか、敬老事業検討委員会において再度検討する予定とのことだが、敬老会は市から補助金を交付して開催されているものなので、税金が使われている以上は、参加率が年々低下している現状のまま継続するのは望ましいとはいえないと思われる。また、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響で敬老行事は記念品の配布のみとなっているが、記念品を配布するだけで敬老事業と言えるのか疑問を感じる部分がある。今は参加者それぞれが自分なりの趣味や楽しみを持っており、当

初の開催の目的も達成したと言える部分はあると思われるので、より効果的で効率的な実施方法を模索するとともに、より市民の福祉向上に寄与する有益な事業への振替なども含めて前例にとられることなく検討されたい。

【産業部】

農政課、商工観光課（インターチェンジ周辺開発推進室）

（監査の結果）

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

（個別的所見）

農政課について、とんがりはっとは、平成 11 年に発生した JCO 臨界事故による風評被害対策として市が整備した経緯はあるが、設置から 22 年経過し、今は風評被害の影響はほとんどなく、地元でも評判の農産物直売所として安定した持続的な経営を確保できているのであれば、費用負担の区分を見直し、修繕費等は利益剰余金で対応してもらおう等、相手側にも負担を求めていくことを検討することも必要になってきたと思われる。

芳野農産物直売所は、高齢化が進むなど活性化が課題となっている。同建屋に飲食店が開店したことで売上は伸びているとのことだが、那珂インターチェンジ周辺に整備が検討されている道の駅が完成したら、利用者は道の駅に流出し、経営はさらに厳しくなる事が予測されるので、直売所の機能は道の駅に集約して、芳野農産物直売所の活用方法を模索しておくことが必要だと思われるので検討されたい。

商工観光課について、静峰ふるさと公園の魅力向上を図ることを目的として、イルミネーションや地域おこし協力隊によるイベント等のソフト事業を展開し、年間を通じた集客に努めているとのことだが、イベントの開催に当たっては相当な経費がかかっているため、それに見合った成果が望まれる。全国から人が集まるくらいインパクトのあるイベントを開催するには、それ相応の経費がかかるため、厳しい財政状況において出来る範囲で工夫して取り組まれていることは理解できるが、経費をかけても期待する効果を得ることが難しいものについては、思い切って何もしないということを選択肢に入れて取捨選択することも必要だと思われるので、留意して取り組まされたい。

【建設部】

都市計画課（開発指導室）、土木課（土地開発公社）

（監査の結果）

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

【上下水道部】

下水道課、水道課

(監査の結果)

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(個別的所見)

下水道課について、下水道の整備に長い時間を要することは、多額の費用を要するのでやむを得ない面はあるが、日常生活にかかわることなので、あまりにも工期に遅れが生じると計画の信ぴょう性がなくなり、市民の生活設計に影響が出てしまう。下水道の整備は要望も多く、市民は期待しているところであるので、現実的な整備時期の見通しや排水処理方法をしっかりと示し伝えられるよう努めるとともに、計画的に整備を進められたい。

【会計課】

(監査の結果)

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(個別的所見)

会計課について、RPA の導入により定型的な部分の会計事務の簡素化が考えられるが、市単独で進めるには難しい部分もあるので、既に RPA を導入している他市町村に話を聞いたり、会計担当職員が参加する研修会に提起したりして、引き続き事務の効率化に向けた取り組みを検討されたい。

【議会事務局】

(監査の結果)

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

【農業委員会事務局】

(監査の結果)

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

【教育委員会】

学校教育課（指導室、学校給食センター）、ひまわり幼稚園、芳野小学校、木崎小学校、瓜連小学校、第三中学校、瓜連中学校、生涯学習課（スポーツ推進室、図書館、中央公民館、歴史民俗資料館）

（監査の結果）

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

（個別的所見）

学校教育課について、小中一貫教育では、小学校から中学校への進学を見据えたカリキュラムの組み立てなどに力を入れているとのことだが、入学式をはじめとした式典等は従来通り各小中学校で実施されているため、学園の一体性や一貫性が感じられない。小中一貫教育の推進によってどのような成果が出ているのか示せるように引き続き努められたい。

各学校において働き方改革を推進しているとのことだが、ノー残業デーを設けても、仕事自体を減らさなければ、仕事は次の日に持ち越され、翌日以降の仕事量が増えるだけである。例えば、学校要覧は学校ごとに毎年作成されているが、教育目標は1年で達成できるものではなく、10年経ってようやく結果が見えるものなので、中長期計画にする等、生徒の学力に直接影響しない業務については負担軽減を図り、その分を別なことにお金と時間をかけた方が有意義だと思われる。また、このまま教員志望者の減少が続けば、優秀な人材の確保が難しくなり、長い目で見れば教育の質の低下が懸念されるので、教員は憧れの職業であると思ってもらえるようにするためにも、教員の負担を減らす工夫は必要だと思われるので検討されたい。

総合センターらぼーる図書室について、図書館は、図書の貸出だけでなく来館者に情報提供する役割も担っているため、運営に当たってはイベントを実施したり本を紹介したりするなど工夫が必要であるが、らぼーる図書室では限界がありそういった期待に応えるのは難しいと思われる。現在利用している者の利便性について考慮する必要はあるが、那珂市立図書館に経営資源を集中させた方が、市民により充実した図書館サービスが提供できると思われるので、今後の在り方について引き続き検討されたい。

【消防本部】

総務課、予防課、警防課、東消防署、西消防署

（監査の結果）

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

（個別的所見）

消防本部について、消防団員は、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、地域の安全確保のために大きな役割を果たしているが、本業を別に持つ団員は、いざと

いう時に現場に出動できないこともある。また、消防団に加入している市職員についても、災害時には市役所に招集されるため、消防団活動ができる団員は限られてしまう。有事の際に現場に駆けつけることがきる消防団員の確保のために、消防団OBの組織を作っておくことも一つの方法だと思われるので検討されたい。

第3 総括的所見

少子高齢化が進行し、扶助費が増大していく傾向が今後も続いていくことが予想され、大きな収入の増加も見込めない状況下において、公共施設の経年による劣化も進行し、大規模な修繕や更新が必要となってきたりしている施設が見受けられる。今後も必要な市民サービスを提供し、持続可能な財政運営をしていくためには、このまま、現在実施しているすべての事業を実施し、すべての公共施設を管理し続けることは難しくなることが考えられるので、市民にとって何が優先すべきことなのか議論し選択していく必要があると思われる。

老朽化が進み大規模改修や建替えが必要となる施設については、将来を見通した市全体における市民サービスの提供の観点から、将来に渡り必要不可欠なものであるか施設配置の最適化等について改めてもう一度検証し、その上で改修や建替え等を実施していくことが必要だと思われる。

施設等の修繕更新については、優先順位を付けて計画的に修繕や更新を進めていく必要があるが、急な修繕を要する多くの不具合が出てきており、財政が厳しい中、その対応に追われて計画的な修繕を行っていく流れになかなか至っていないような状況である。必要なサービスを持続的に提供して行けるよう、中長期的にしっかりと取り組んでいく必要があると思われる。

事業を開始してから年月を重ねた事業については、時代も大きく変化しており、所期の目的や有効性が変化してきているものもあると思われる。今まで続けてきた事業でもあり有意義であることは理解するが、そういった事業においても、もっと踏み込んで、やめられるものはやめる、より効果の高い事業に振り替えていくといったことを検討していかないと、人的にも予算的にも持続は難しく、新たな行政課題に対応していくことも難しくなると思われる。

各施設の他、市道や公園をはじめとする公共施設については、設置後にも維持管理費のほか借地料・起債利子などの諸コストが必要なことを十分認識し、あらかじめ設置時に検討すべきであると思われる。また、設置後についても、前例にしばられることなく、合理的かつ持続可能な新たな維持管理方策について、常に工夫していくことが必要であると思われる。

緑化管理については、管理回数を抑えるなどコスト削減の努力をしているが、総量がとて大きく維持管理に多額のコストがかかっているように見受けられる。緑化率や景観の問題などもあるが、そのような諸条件を踏まえたうえで、総量を削減したり、高木にならないように剪定したり、必要性について見直したりするなど、維持管理のコストを抑える検討が必要だと思われる。

借地については、行政が行う事業は利益を目的としたものではないので、借地において公共施設の整備を行うことは、コストを押し上げてしまう大きな要因となると考えられる。必要な事業用地は取得することを基本とするとともに、借地については引き続き解消に向けて努めていく必要があると思われる。

人口減少の局面を迎える中、活力ある地域を維持するためには、那珂市に住んで子育てしたいと思えるベースとなる環境づくりをより一層推進する必要があると思われる。そのためには、他分野の現在の経費等についても一度見直すなど、こうした本当に必要な重点的な施策に予

算配分をシフトして行けるよう努めていく必要があると思われる。

利用料等については、特定の人だけが恩恵を受けているものにならないよう、相応の受益者負担を求めていくことは必要なことであり、利用率と実際の収入にも留意して取り組む必要があると思われる。

未収金については、明らかに収納が困難と思われるような債権を、長い間そのまま未収金として計上しつづけているものがいくつか見受けられる。自力での調査権や執行権を持たない私債権に分類される債権がほとんどであるが、未収金を計上するにも無駄な事務を行い、経費を要していることに十分留意すべきである。いたずらに判断を先延ばしすることなく適切に判断していくべきだが、進んでいないのが現状であるので、取扱い基準等を定めるなど、適切な債権管理の在り方について議論し検討していく必要があると思われる。

以上のことを踏まえ、事務を処理するに当たっては、市民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げることができるよう、また、組織及び運営の合理化に努めるよう留意されたい。